

# 農業者の自家増殖について

平成28年12月9日

農林水産省  
食料産業局

# 自家増殖の見直しに関する検討の経緯

## ○平成25年度「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」報告

自家増殖に関する問題については、

- ・育成者権の効力を及ぼす植物の種類を増やすべき。
- ・品種保護の強化は必要だが、植物の種類ごとに慎重な検討が必要。
- ・育成者権者が種子の販売を別の業者に許諾している場合等においては、農業者と直接許諾契約をしていないので、契約による自家増殖の制限が困難。
- ・自家増殖に関する制度の農業者へのさらなる普及・啓発が必要。

以上を踏まえ、

現在までの実態把握の取組みを継続し、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の拡大について検討することが必要。

## ○平成27年度「自家増殖に関する検討会」における検討結果

自家増殖における検討会において、農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準について合意（基準）

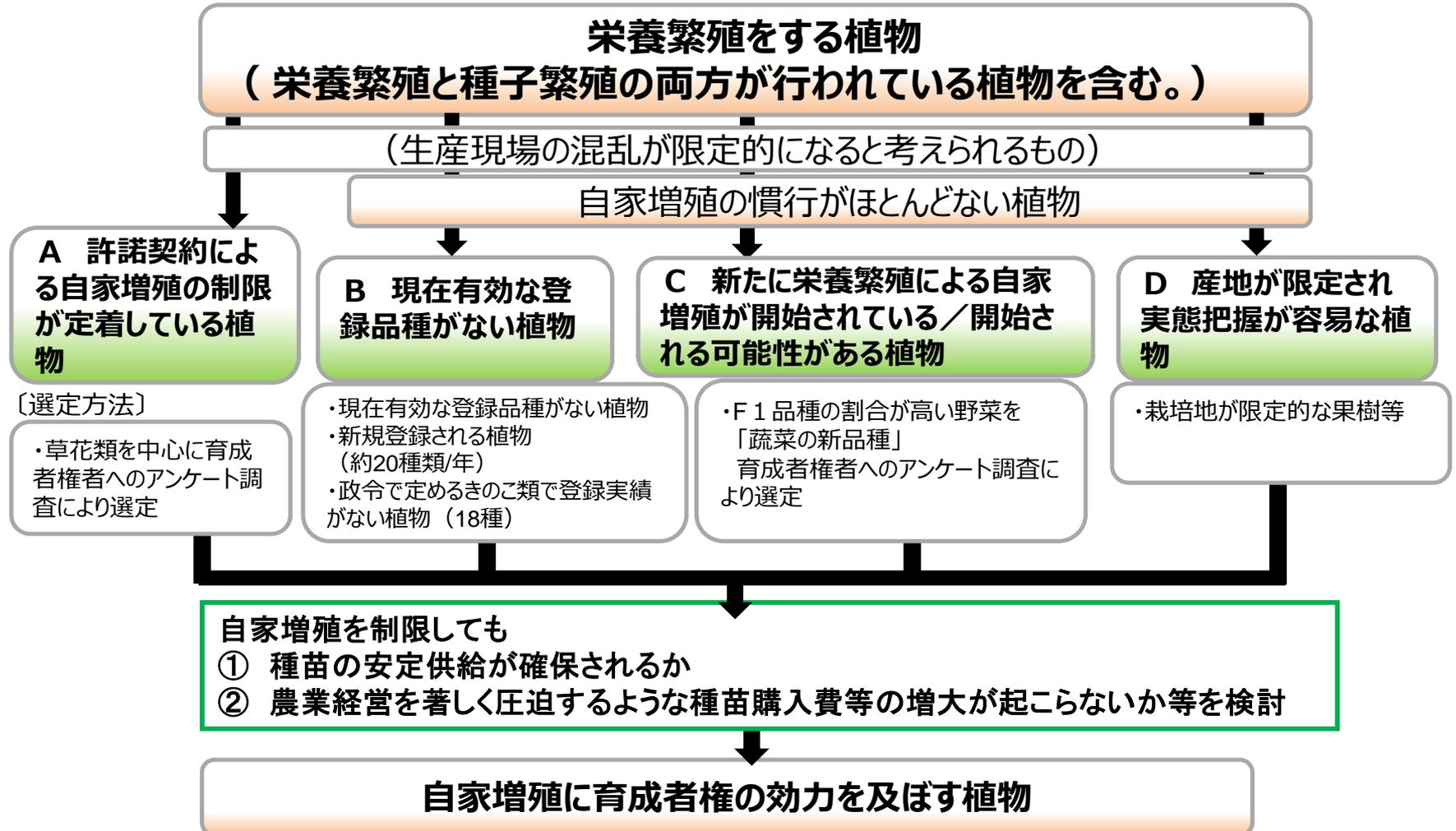
栄養繁殖をする植物で、

- ・許諾契約による自家増殖の制限が定着している植物
- ・現在有効な登録品種がない植物
- ・新たに栄養繁殖による自家増殖が開始されている／開始される可能性がある植物
- ・産地が限定され実態把握が容易な植物

## ○平成28年度は基準に基づき対象となる植物の選定及び制度改正の手続き

今後は、基準に基づき対象となる植物（新規植物及び登録満了植物など）については、定期的に「別表第三」に追加していくこととし、結果については本審議会で報告。

- 農業者の自家増殖に関する検討会において自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準が合意
- 同基準に基づき育成者に対するアンケート等を行い候補植物を整理し、随時、対象植物を拡大



注：この図の整理にかかわらず、契約で別段の定めをした場合は、自家増殖に育成者権の効力が及ぶ。

# 農業者の自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類（82種類）

野菜 (4種類)	おもだか属、ししうど属(とうきを除く)、スマランサス属、せいようわさび属
果樹 (3種類)	パパイヤ属、まつぶさ属、マルピーギア属
草花類 (53種類)	アガスタケ属、アルストロメリア属、アンゲロニア属、イソトマ属、いわだれそう属、ヴァーレンベルギア属、エオニウム属、エクサクム属、エボルブルス属、エリンギウム属、オドントグロッサム属、おりづるらん属、オンシジウム属、かすみそう属、カトリア属、ガーベラ属、カランコエ属、カリシア属、グラプトペタルム属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、スカエウオラ属、スコパリア属、セネキオ属(シネラリア属を除く)、セントポーリア属、ソリダゴ属、ソリダステル属、たつなみそう属、ちぢみざさ属、チューリップ属、ディアスキア属、ディーフェンバキア属、ディサ属、デンドロビウム属、とけいそう属、なでしこ属、ノラナ属、はえとりぐさ属、ビデンス属、プラティア属、プレクトランツス属、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ヘレボルス属、ほうせんか属、まるばびゆ属、まんねんぐさ属、ローマかみつれ属、らっきょう×きいいとらっきょうとの交雑種、らっきょう×やまらっきょうとの交雑種、かきつばた種、カーネーション種
観賞樹 (19種類)	あじさい属、アデニウム属、えごのき属、エルウァタミア属、きだちるりそう属、げっけいじゆ属、シンフォリカルポス属、セルリア属、たばこそう属、つた属、デイコ属、デジゴテカ属、ドウランタ属、パキラ属、ばら属、ひさかき属、ルクリア属、ポインセチア属、ゆすらうめ種
きのこ (3種類)	しいたけ種、はなびらたけ種、ほんしめじ種

注：本表は、最新逐条解説種苗法の109頁を参考に作成。正確には施行規則別表第3を参照のこと。

## 自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物種類数

	野菜	果樹	草花類	観賞樹	きのこ	計
現行	4	3	53	19	3	82
今回追加	22	6	94	65	22	209
計	26	9	147	84	25	291

## 今回の追加する植物の例

野菜類 : オクラ、アピオス、アイスプラント、フダンソウ、ケール等

果樹類 : バナナ、カリン、クルミ、スグリ、ナツメ、バンレイシ

草花類 : アガパンthus、アサリナ、アメリカフヨウ、アロエ、ポネロルキス、エスキナンthus  
コンウォールウルス、レウカンテマム、スパシフィラム等

観賞樹 : ニレ、イトスギ、エレモフィラ、ガマズミ、アカシア、クチナシ、クロベ、  
ミヤマシキミ、サピウム、ノウゼンカズラ等

きのこ類 : おおひらたけ、きくらげ、きぬがさたけ、くりたけ等

## UPOV 91年条約 第15条

- (1) (義務的例外) (略)
- (2) (任意的例外)

前条の規定にかかわらず、各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が、保護される品種又は前条(5)(a)の(i)若しくは(ii)に規定する品種を自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。

## 種苗法第21条(育成者権の効力が及ばない範囲)

(第1項 略)

- 2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。
- 4 (略)

## 種苗法施行令第5条

法第二十一条第二項の政令で定める者は、農業を営む個人又は農地法(略) 第二条第三項に規定する農業生産法人とする。

## 種苗法施行規則第16条

法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。 <別表第3で、ばら、カーネーション等82種類の植物を規定>

## 種苗法施行規則別表第三に新たに追加を検討している植物種類

### 野菜（22種類）

オクラ種、ワケギ種、アピオス属、フダンソウ変種、ケール変種、カリフラワー変種、ブロッコリー変種、ブロッコリー変種×ケール変種、キャベツ亜種、メキャベツ変種、メキャベツ変種×ケール変種、コールラビ変種、カブ変種、スイカ種、メロン種、キュウリ種、ニンジン種、メセンブリアンテムム属、ダイコン種、トマト種、ナス種、ホウレンソウ種

### 果樹（6種類）

バンレイシ属、クルミ属、ムサ・アクミナタ種、カリン属、スグリ属、ナツメ属

### 草花（94種類）

アジアンタム属、エスキナンツス属、アガパンツス属、アガウエ属、アグラオネマ属、アユガ属、アルプカ属、アロカーシア属、アロエ属、アプテニア属、アルメリア属、アルテミシア属、アルトロポディウム属、アサリナ属、アタナシア属、エビネ属、カラテア属、カリブラコア属、カリブラコア属×ペチュニア属、カンプロクリニウム属、カンナ属、カリオプテリス属、ケンタウリウム属、ケラタンツス属、カスマンティウム属、アザミ属、クリヴィア属、ツユクサ属、コンウォルウルス属、コルタデリア属、クラッスラ属、カヤツリグサ属、ディギタリス属、ディスキディア属、チゴユリ属、モウセンゴケ属、ホテイアオイ属、エピデンドラム属、エリシムム属、エウコミス属、ユーホルビア・ミリー種、フィットニア属、フリージア属、リンドウ属、グロリオサ属、グランマトフィルム属、ハワーシア属、ヘメロカリス属、ヘミジギア属、クサフヨウ種、ヒアシンス種、イベリス属、アイリス属、ヤメスブリッテニア属、クニフォフィア属、レウカンテムム属、ルイシア属、リアトリス属、リナリア属、リカステ属、リコリス属、マルコミア属、メカルドニア属、メランポディウム属、ミルトニア類、ミムルス属、ネリネ属、オーニソガラム属、ペロフスキア属、ファレノプシス属、ヒロデンドロン属、フィソステギア属、ピレア属、キキョウ属、ポネロルキス属、ウツボグサ属、プシリオスタキス属、ローダンセマム属、イヌノハナヒゲ属、ルモータ属、サンダーソニア属、イワヒバ属、スパシフィラム属、ビャクブ属、タツカ属、タゲテス属、タナケツム属、ツンベルギア属、トラキメネ属、トラデスカンティア属、ホトトギス属、ウンキニア属、バンダ属、ジゴペタラム類

### 観賞樹（65種類）

アカシア属、ネムノキ属、アンティゴノン属、アフェランドラ属、バウエラ属、ベルセリア属、ブライニア属、キダチチョウセンアサガオ属、ムラサキシキブ属、クロバナロウバイ属、ノウゼンカズラ属、ケファランツス属、ハナズオウ属、ボケ属、クレロデンドルム属、クルシア属、コルムネア属、イトスギ属、エニシダ属、デロスペルマ属、ドドナエア属、ドウダンツツジ属、エレモフィラム属、エスカリョニア属、ファッツヘデラ属、ヤツデ属、クチナシ属、シラタマノキ属、グロブラリア属、ゴオデニア属、ヘーベ属、ヘスペロジギス属、ビャクシン属、ラウアンドウラ属、イワナンテン属、ロフォミルツス属、トキワマンサク属、モクレン属、メディニラ属、メラレウカ属、キョウチクトウ属、ノリナ属、キリ属、カナメモチ属、フィゲリウス属、マダケ属、トベラ属、ピティロディア属、ポリスキアス属、カラタチ属、プロスタンテラ属、カンノンチク属、ルスクス属、ヤナギ属、サピウム属、サルココッカ属、ミヤマシキミ属、ナナカマド属、ナツツバキ属、シリン

ガ属、テコマ属、クロベ属、ニレ属、ガマズミ属、フジ属、

### きのこ (22 種類)

つくりたけ種、ひめまつたけ種、やなぎまつたけ種、きくらげ種、あらぎきくらげ種、きぬがさたけ種、まんねんたけ種、しろたもぎたけ種、むらさきしめじ種、こむらさきしめじ種、におうじめじ種、とんびまいたけ種、ぶなはりたけ種、くりたけ種、むきたけ種、たもぎたけ種、おおひらたけ種、くろあわびたけ種、ひらたけ種、ひらたけ種×エリンギ種、うすひらたけ種、たまちよれいたけ種